

水道工事標準仕様書の改定概要

本仕様書は、当局が発注する水道工事（工業用水道を含む）での契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

令和7年1月に定期改定した水道工事標準仕様書の改定内容は、以下のとおりである。

1 第1編 共通編

（1）土地の立入り等【改定資料 P. 1-34】

私有地等への立入り等に係る事項を記載した。

2 第3編 水道機械・電機設備工事編

（1）機械設備共通事項【改定資料 P. 3-1～4】

根拠仕様書の改定により記載事項を一部修正・削除した。

以上

水道工事標準仕様書

(改定箇所抜粋)

赤字：変更・追加箇所

青字：削除箇所

令和76年（20245年）14月

川崎市上下水道局

7. 土地の立入り等

- (1) 受注者は施工に際し、私有地や個人の工作物（出入口橋等）に無断で立ち入ったり、車両及び資機材等を配置してはならない。
- (2) 受注者は、公有又は私有の土地の立入りを行う場合には、必要な手続きに従い、常に監督員と緊密な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、原則として、土地の所有者の立会いのもとに調査を行わなければならない。また、特に私有地の立入りに当たっては、言動や必要以上の行動を慎み住民に不安、悪感情等を与えるように注意しなければならない。

8. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意を持って対応しなければならない。

9. 交渉内容の明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1-1-1-42 工事測量

1. 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3. 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移

第3編 水道機械・電気設備工事編

第1章 機械設備工事

第1節 総則

3-1-1-1 適用

本章は、水道機械設備工事に適用する。

第2節 機械設備共通事項

3-1-2-1 システム設計

システム設計は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第15049条 システム設計による。

3-1-2-2 機器等の調達

工事に必要な一切の目的物及び仮設物については、**契約図書**等において発注者が斡旋又は支給するものと定めがない限り、**契約図書**等に定める仕様に基づき受注者の責任において製作又は調達しなければならない。

受注者の機器等調達先は、受注者自社・受注者以外の他社のいずれでもよいものとする。

機器等の調達は、機種毎に次の項に上げるいずれかの実績条件を満足する機器製作者から調達しなければならない。なお、機器製作者の定義は、表1-1による。

1. 稼動実績

- (1) 稼動実績が1箇所（水道施設以外の施設でもよい。）1年間以上ある機種の機器製作者であること。
- (2) 前項を満たさない場合は、使用用途に対応する実負荷実証テストで稼働実績が四季を通じて各々20時間以上ある機種の機器製作者であること。

表1-1 機器製作者の定義

機器設計	機器製作及び機器製作者検査
機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)

[注1] 協力工場とは、品質管理に係る条項を含む取引基本契約書等が締結されている会社で、恒常的に製作を行わせている工場をいう。

3-1-2-3 海外製品を使用する場合

海外製品を使用する場合は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第1501条第3項 海外製品を使用する場合による。

3-1-2-4 承諾図書

1. 承諾図書

承諾図書とは、受注者が**設計図書**に記載した仕様に対し機器等を決定した製作仕様書詳細図等を含む図書である。

- (1) 受注者は、**設計図書**に基づき浄水場及びポンプ場のシステムとしての設計意図（機

能性、安全性、維持管理性等)を十分に把握し、現場実測を行ったうえで承諾図書を作成しなければならない。

(2) 受注者は、承諾図書のうち、システム設計に係る図書は、自社で設計しなければならない。

(3) 監督員が承諾した後の承諾図書は、**設計図書**を補完するものである。

2. 確認資料の添付

機器等の設計に係る承諾図書において、機器の運転・操作機能等が説明できる資料が不十分なもの、若しくは機器の性能等が資料により**確認**できないもの、あるいは機器の構造等が本工事標準仕様書(特記仕様書を含む。)に適合していない場合、監督員は、当該機器に関する不足の**確認資料**等の添付又は当該機器製作者の変更を受注者に求めることができる。なお、機器製作者を変更する場合は、受注者は監督員と協議の上、再提出を行う。

3. 承諾図書の作成内訳

第2項で**承諾**された機器等を含め、第3編3-1-4-1承諾図書の作成内訳により**承諾**を得てからでなければ、製作に着手及び施工することはできない。

4. システムの不都合箇所の処置

受注者が据付けたシステムにおいて、承諾図書で推定困難な不都合箇所(性能・各種機能・構造等)が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において、変更又は改修するものとする。

5. 公害の防止等

承諾図書作成に当り、システムが公害の発生源とならないための公害防止、寒冷地、海岸等の塩害及び地震の対策を十分考慮しなければならない。

6. その他

承諾図書の**承諾**は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から**承諾**するものであり、**承諾**によって受注者の責務(契約不適合責任等)が免責又は軽減されるものではない。

3-1-2-5 材料

各種工事施工において、アスベストを原材料としていない建設資材を使用すること。なお、外国産資材を使用する際は、メーカー等が発行する「アスベストを原材料としない旨の証明書」等を提出すること。

3-1-2-6 工事写真

受注者は、工事中の写真を「附則2 水道工事写真管理基準」に基づき撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、工事完了の際、写真帳等を提出する。

3-1-2-7 完成図書等

受注者は、工事完成までに維持管理上必要な完成図書等を第3編3-1-4-2完成図書等の作成内訳及び第3編3-1-4-3完成図書表紙の様式に基づいて作成、製本し提出する。

3-1-2-8 機器の機能保持

受注者は、完成検査終了後、工事引渡しが済むまでの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

3-1-2-9 機器の表示

機器の表示は、次に定める事項を除き、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第159条 機器の表示による。

1 記載標準例

(1) 製造銘板（記載例－1）

○	排水ポンプ	○
型式 haisui-5.0		
仕様 $\phi 65 \times 5.0 \text{m}^3/\text{m} \times 10\text{m} \times 1.5\text{kw}$		
製造番号 9876-54321-01		
製造年月 平成21年10月(2009年)		
製造者名 ○○○○(株)		
○		○

(2) 工事銘板（記載例－2）

○	水中ポンプ	○
工事名 平成21年度 水中ポンプ設置工事		
仕様 $\phi 65 \times 5.0 \text{m}^3/\text{m} \times 10\text{m} \times 1.5\text{kw}$		
完成年月 平成21年10月(2009年)		
受注者名 (株)○○○		
○		○

3-1-2-10 特殊付属工具

特殊付属工具は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第159条 特殊付属工具による。

3-1-2-101 関係指針

受注者は、工事の施工にあたり、次の関係指針を参考すること。

- 水道施設設計指針 -日本水道協会-
- 水道維持管理指針 -日本水道協会-
- 水道施設耐震工法指針・解説 -日本水道協会-
- 建築設備耐震設計・施工指針 -国土交通省住宅局-
- 機械設備工事施工指針 -日本下水道事業団-
- 電気設備工事施工指針 -日本下水道事業団-
- 塩害対策指針（案） -日本下水道事業団-
- 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル
..... -日本下水道事業団-
- 総合試運転の手引き -日本下水道事業団-

3-1-2-112 組合せ試験及び総合試運転

組合せ試験及び総合試運転は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第160条 総合試運転による。

なお、受注者は、総合試運転を行う際、浄水処理等の作業に影響が及ぶおそれがある場合、時期・期間・連絡手段などについて監督員と十分協議を行うものとする。

3-1-2-123 不具合時の措置

不具合の措置は、「機械設備工事一般仕様書」(日本下水道事業団)第1章第2節 第161条 不具合の措置による。

3-1-2-134 他の仕様書の適用

受注者は、機械工事の中に電気、土木、建築設備等が含まれるものについては、その該当する工事の仕様に準拠して施工しなければならない。

第3節 製作・施工

機器の製作・施工は、次に定める事項を除き、「機械設備工事一般仕様書」(日本下水道事業団)第2章製作・施工による。

3-1-3-1 配管工事**1. 可撓管継手**

可撓管継手(伸縮性、可撓性、防振性を兼ねる。)は、原則としてWSP 024規格品か水道用のメーカー標準品を使用すること。

2. 仕切弁

水道管に用いる仕切弁は、原則として右廻し開、左廻し閉とする。

3. ハンドル付仕切弁

仕切弁でハンドル付のものは、ハンドルに開閉方向を明記したものを使用し、開度指示計を設けるものとする。また、弁には「開」「閉」の表示札を取り付け、散水栓のうち飲料水以外のものには「飲料不適」の表示を行う。

4. 図示記号

機器設計製作承認図のフローシート図等で表示する配管弁類の図示記号は、JIS B 0011(製図-配管の簡略図示方法)、JIS Z 8204(計装用記号)による。

5. 継手チェックシート

法兰ジの接合作業時には、受注者は第2編第1章 管路工事に基づき作業を行い、作業後に測定値を記入した継手チェックシートを作成し監督員に提出する。

3-1-3-2 塗装**1. 一般事項**

使用する塗料は、鉛・クロムフリータイプを使用すること。

2. 耐薬品部・水中部の塗装

水道事業に係る耐薬品部・水中部の塗装は、表1-2による。

表1-2 塗装基準

塗装系	施工場所	工程	塗料名	標準膜厚		塗装間隔 (μm)	夏(30°C)、冬(5°C)
				夏(30°C)	冬(5°C)		
エポキシ樹脂系	耐薬品部 ・水中部	第1層(下塗)	ジンクリッヂペイント(有機)	75		1D~6M	夏(30°C)、冬(5°C)
		第2層(下塗)	JWWA K 135、JWWA K 157 エポキシ樹脂塗料	100			
		第3層(中塗)	JWWA K 135、JWWA K 157 エポキシ樹脂塗料	100		1D~7D、2D~7D	夏(30°C)、冬(5°C)
		第4層(上塗)	JWWA K 135、JWWA K 157 エポキシ樹脂塗料	100			

[注1]エポキシ樹脂塗料は5°C以上で塗装する。

[注2]JWWA K 135、K 157エポキシ樹脂塗料を上水、浄水配管及びH:時間、D:日、M:月用する場合は、塗装終了後、乾燥時間には十分注意をすること。